

令和3年4月

部活動に係る活動方針

京都府立東舞鶴高等学校

1 目 的

部活動は、学校教育の一貫として、生徒の自主的、自発的な参加により、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等を身に付けるといった大きな教育的な意義がある。これを踏まえながら、「生徒の健全育成とバランスのとれた学校生活の実現」の観点と「教員の働き方改革」の観点から、部活動指導の適正化を図るとともに、より一層充実・発展することを目的に、「京都府部活動指導指針」に基づき、「部活動に係る活動方針」を策定する。

2 具体的方針

- (1) 生徒の健全な発育や身体能力の向上等を目指し、生徒のバランスの取れた生活や成長への配慮等を行うため、練習時間や休養日の設定を行う。
- (2) 活動方針・活動計画（年間・月間）を作成し、練習日や休養日を生徒や保護者に事前に知らせる。
- (3) 指導にあたっては、適切な指導を行い、体罰や不祥事（ハラスメント行為等）を防止する。
- (4) 安全管理体制の確立と怪我・事故等の防止に努める。

3 設置部活動

〔体育系〕

バレーボール部、硬式野球部、ソフトテニス部、卓球部、バスケットボール部、陸上競技部、水泳部、柔道部、剣道部、バドミントン部、サッカー部、ボート部

〔文化系〕

科学部、美術部、書道部、吹奏楽部、写真部、華道部、放送メディア部、茶道部、英語部、パソコン部、SF部、ボランティア部、将棋部、人文研、(新聞同好会)

4 部活動の登録・入退部

- (1) 入部は生徒の自由意思に基づく。ただし、1年生は全員加入する。
- (2) 1年生は4月当初に部活動紹介・部活動体験入部期間を設定するので、それを参考にする。入部の手続きは所定の届を該当部長（顧問）に提出する。
- (3) 2・3年生で、部活動を継続している生徒も毎年4月に部活動登録を行う。
なお、年度が変わって新たに部活動を希望する生徒も新規の登録を行う。
- (4) 部活動の退部は、事前に所属していた部活動顧問の了解を得た上で、「部活動退部届」に、顧問の了承印と担任の了承印をもらい、生徒指導部に提出する。

5 活動計画

- (1) 顧問は、年度当初に「年間活動計画」(様式-年)を作成し、校長から活動承認を受け、生徒・保護者に対して書面等で示す。
- (2) 顧問は、前の月の25日までに「月間活動計画」(様式-月)を作成し、校長から活動承認を受け、生徒・保護者等に対して書面等で事前に示す。

6 活動時間

- (1) 長くとも平日は3時間程度(朝練習を含む。)、土・日曜日及び祝日に実施する場合は4時間程度とする。
なお、長期休業中の練習については、土・日曜日及び祝日に実施する場合に準ずる。
また、公式大会やコンクール、対外試合(合宿・遠征試合を含む)は上限を超える活動時間となる場合もあり得るが、翌日等に休養日を設定することで対応する。
(「活動時間」とは、準備や片づけ、顧問からの指示・連絡等の短時間のミーティングを除く、身体活動を伴う活動時間を指す。)
- (2) 平常時は、午後6時45分を目処に活動を終了し、速やかに下校する。
- (3) 平常時は午後7時完全下校とする。
- (4) 定期考査前または考査中に係る活動について、考査開始一週間前から、考査終了までの部活動は原則禁止とする。ただし、公式大会やコンクール等の時期が近い等の状況があれば、短時間の活動を認められる。

7 休養日

- (1) 週当たり1日以上設定する。
 - ※ 月当たり2回程度、土曜日または日曜日に休養日を設定するよう努力する。
 - ※ 公式大会やコンクール等(全日活動)の翌日に休養日を設定するよう努力する。
 - ※ 合宿や大会前の練習等、1週間の中で決められた休養日の設定が困難な場合は、概ね1ヶ月単位で休養日を設定する。

8 その他

- (1) 必要に応じて部活動集会や合同トレーニング(運動部・冬季)を開催する。
- (2) 各部の旅費や登録金等の一部を東舞鶴高校教育後援会から援助いただく。